

**2020 年度**  
**国立大学法人京都工芸繊維大学基金奨学生募集要項**  
**[博士後期課程進学希望学生対象]**

国立大学法人京都工芸繊維大学基金奨学生制度は、国際的に活躍する優れた若手の研究者及び技術者を育成することを積極的に推進するため、人材育成基金事業の一環として 2006 年度より実施しているものです。

この度、優秀な博士後期課程学生への支援を目的として、次のとおり奨学生を募集します。

**1. 募集人数及び奨学生額**

- (1) 募集人数 別に募集する「2019 年度国立大学法人京都工芸繊維大学基金奨学生 [博士後期課程学生対象]」と併せて**5名**  
(2) 奨学生額 奨学生一人当たり 100 万円

**2. 申請資格**

申請時に、本学大学院博士前期課程の正規課程の 2 年次に在籍し、2020 年 4 月に本学大学院博士後期課程に進学する意欲のある人。(申請時において、博士後期課程入学試験未出願でも申請可。)

**<注意事項>**

- ①次のいずれかに該当する人は申請できません。  
・国費外国人留学生（ただし、2020 年 4 月から私費外国人留学生となる人は申請可。）  
・申請時に休学中の人
- ②奨学生は 2020 年 4 月以降に支給します。ただし、次のいずれかに該当する場合には奨学生は支給されません。  
・2020 年 4 月に本学大学院博士後期課程に進学しない場合（本学大学院博士後期課程入学試験（2020 年 4 月入学）に不合格となった場合を含む。）  
・2020 年 4 月より日本学術振興会特別研究員に採用される場合  
・2020 年 4 月より定期的な収入（定職による給与収入等）及び給付型の奨学生の合計金額が月額 20 万円（日本学術振興会特別研究員相当）以上となる場合  
・2020 年 4 月より国費外国人留学生に採用される場合
- ③他の奨学生との併給は可とします。（上記②に該当する場合を除く。）
- ④次学期の授業料免除選考においては、本奨学生は収入と見なされる場合があります。

**3. 申請書類**

- (1) 「基金奨学生申請書」（様式 1）  
(2) 「誓約書」（様式 2-B）  
(3) 指導教員の「基金奨学生申請者に関する評価書」（様式 3 [教員が厳封したもの]）  
(4) 博士前期課程の学業成績証明書  
(5) 業績を証明する書類  
(6) 国立大学法人京都工芸繊維大学基金委員会基金奨学生選考部会（以下、「選考部会」という。）  
が提出を指示する書類

\*申請書類の様式の電子データは、本学 HP からダウンロードできます。

（<https://www.kit.ac.jp/2019/08/kikinscholarship-2/>）

\*申請書類一式は、カラーのものであっても白黒印刷（コピー）したものを選考委員が評価します。

#### 4. 申請受付期間及び窓口

申請者は、先の3に定める申請書類を一括して、次の受付期間内に受付窓口まで提出してください。

##### (1) 申請受付期間及び時間

○受付期間：2019年9月17日（火）～9月20日（金）

○受付時間：各日 8時30分～17時

##### (2) 申請受付窓口

学生サービス課奨学支援係

郵送の場合は、9月20日（金）17時必着で下記まで郵送ください。

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

学生サービス課 奨学支援係

（※封筒に「基金奨学金申請書類在中」と朱書きすること。）

#### 5. 選考

関係専攻における評価に基づき、選考部会において、書類審査により選考します。なお、申請状況により、書類審査通過者を対象に、面接選考を実施する場合があります。（面接選考を実施する場合、10月下旬から11月上旬頃に実施予定。）

#### 6. 採否決定及び奨学金支給

##### <奨学生採用候補者の決定>

選考部会の候補者選考結果に基づき、学長が奨学生採用候補者を決定の上、申請者に通知します。決定時期は11月中旬頃を予定しています。

##### <奨学生の決定>

奨学生採用候補者が2020年4月に本学大学院博士後期課程へ進学した後、正式に奨学生として採用が決定し、奨学金が支給されます。

ただし、奨学生採用候補者が下記のいずれかに該当することとなった場合は、奨学生の採用を辞退したものとして取り扱い、奨学金は支給されません。奨学生採用候補者は、下記のいずれかに該当することとなった場合、速やかに大学に申し出てください。

- ・2020年4月に本学大学院博士後期課程に進学しない場合（本学大学院博士後期課程入学試験（2020年4月入学）に不合格となった場合を含む。）
- ・2020年4月より日本学術振興会特別研究員に採用される場合
- ・2020年4月より定期的な収入（定職による給与収入等）及び給付型の奨学金の合計金額が月額20万円（日本学術振興会特別研究員相当）以上となる場合
- ・2020年4月より国費外国人留学生に採用される場合

#### 7. 成果報告

奨学生として採用された人は、毎年度末に、年度実績報告書（様式4）を学長宛に提出してください。また、博士後期課程修了3ヶ月前には、実績報告書（様式5）を学長宛に提出してください。提出された実績報告書（様式5）は本学HPにて公表します。

#### 8. その他

- (1) 基金奨学生は、申請書類に重大な虚偽の記載があった場合は、本奨学金を大学に返還しなければなりません。
- (2) 博士後期課程の途中で退学（単位修得退学を除く。）した場合は、在学期間や事情を勘案の上、奨学金の一部又は全部の返還を求めることがあります。
- (3) 基金奨学生に採用された場合、氏名、所属、研究課題等を、本学が発行する広報媒体へ掲載しますので、予めご承知おき願います。また、各種統計調査、各種行事等での情報提供にご協力くださいますよう、お願ひいたします。

<本件照会窓口>

学生サービス課奨学支援係

8:30～17:00

電話:075-724-7150 / E-mail: shogaku@jim.kit.ac.jp